

酒類総合研究所訓令第2号  
改訂 平18訓令第3号  
改訂 平18訓令第41号  
改訂 平18訓令第52号  
改訂 平19訓令第18号  
改訂 平19訓令第25号  
改訂 平23訓令第17号  
改訂 平24訓令第5号  
改訂 平26訓令第7号  
改訂 平27訓令第17号

独立行政法人酒類総合研究所職員退職手当規程を次のように定める。

平成18年4月1日

独立行政法人酒類総合研究所  
理事長 平松 順一

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人酒類総合研究所職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第12条の規定に基づき、職員（同規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ）が退職した場合の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程の規定による退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の支払)

第3条 この規程の規定による退職手当は、法令、その他研究所の規程類に別段の定めがある場合又は労使協定に基づく場合を除き、その全額を現金で直接この規程の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、支給を受けるべき者の申し出に基づき、その者が希望する金融機関の本人名義の口座に振込みの方法によって、支払うことができる。

2 次条及び第8条の5の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第3条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第8条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 次条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（以下「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第11条の2第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。以下この項及び第8条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 職員就業規則第10条の2の規定により退職した者
  - 二 その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で理事長が別に定めるもの
  - 三 第11条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 25年以上勤続し、職員就業規則第10条の2の規定により退職した者
  - 二 職員就業規則第10条の5第4号の規定による解雇により退職した者
  - 三 第11条の2第5項に規定する認定(同条第1項第2号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
  - 四 業務上の傷病若しくは死亡により退職した者
  - 五 25年以上勤務し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で理事長が別に定めるもの
  - 六 25年以上勤務し、第11条の2第5項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
  - 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
  - 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
  - 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第6条の2 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定(俸給月額を改定する職員給与規程の改正が行われた場合において、当該規程の改正により当該改正前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前俸給月額」という。)が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

- 二 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合
- ロ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の法律の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第11条第1項に規定する国等の職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第10条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項の規定により一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に第11条第1項に規定する国等の職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- 一 職員としての引き続いた在職期間
- 二 第11条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国等の職員としての引き続いた在職期間
- 三 前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が別に定める在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第7条 第5条第1項第3号及び第6条第1項（第1号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上である者に対する第5条第1項、第6条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項及び第6条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額

第6条の2 第1項第1号	及び特定減額前 俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第6条の2 第1項第2号	退職日俸給月額 に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第6条の2 第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（退職手当の基本額の最高限度額）

第8条 第4条から第6条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日俸給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第8条の2 第6条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 60以上 特定減額前俸給月額に60を乗じて得た額
- 二 60未満 特定減額前俸給月額に第6条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第8条の3 第7条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条	第4条から第6条まで	前条の規定により読み替えて適用する第6条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第6条の
第8条の2	第6条の2第1項の	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項の
	同項第2号ロ	第7条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定に読み替えて適用する同項の
第8条の2第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額

第8条の2 第2号	特定減額前俸給 月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	第6条の2第1 項第2号ロ	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項第2号ロ
	及び退職日俸給 月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第7条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第8条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（職員就業規則第7条の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。）、同規則第44条の規定による出勤停止その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち理事長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第1号区分 95,400円
- 二 第2号区分 78,750円
- 三 第3号区分 70,400円
- 四 第4号区分 65,000円

- 五 第5号区分 59,550円
- 六 第6号区分 54,150円
- 七 第7号区分 43,350円
- 八 第8号区分 32,500円
- 九 第9号区分 27,100円
- 十 第10号区分 21,700円
- 十一 第11号区分 零

- 2 退職した者の基礎在職期間に第6条の2第2項第2号及び第3号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長が別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職制上の段階、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が別に定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
  - 一 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
  - 二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
  - 三 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
  - 四 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第8条の5 第6条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条の2、第6条、第6条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
- 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- 四 勤続期間3年以上の者 100分の540

- 2 前項の「基本給月額」とは、職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額をいう。

(退職手当の端数処理)

第9条 この規程の規定により計算した退職手当の額(第13条第3項の場合は人数によって等分した額)に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。



(勤続期間の計算)

第10条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が一以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（職員就業規則第8条第1項ただし書きに規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかった期間についてはその月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公務員が機構の改廃、施設の移譲その他の事由によって引き続いて職員となったときにおけるその者の地方公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の地方公務員としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用するほか、理事長が別に定める。
- 6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第5条第1項又は第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 7 前項の規定は、第8条の5の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(国等の職員として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例)

第11条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて次に掲げる機関（以下「国等の機関」という。）に使用される者又は役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国等の職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国等の職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による勤続期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、第2号から第4号までに掲げる機関にあっては、研究所の在職期間を当該機関の勤続期間に通算することと定めている場合に限る。

- 一 国
- 二 独立行政法人
- 三 地方公共団体
- 四 国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等

- 2 国等の職員が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国等の職員としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国等の職員となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国等の職員となった場合においては、この規程の規定による退職手当は、支給しない。
- 5 国等の職員がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第11条の2 理事長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第7条の定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
  - 二 組織の改廃又は事務所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は事務所に属する職員を対象として行う募集
- 2 理事長は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 3 次に掲げる者以外の職員は、募集の期間中いつでも応募し、第8項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
- 一 独立行政法人酒類総合研究所職員採用規程により任期を定めて採用される者
  - 二 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
  - 三 職員就業規則第44条第1項の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、理事長は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 5 理事長は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あ

らかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、理事長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

- 一 応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合
  - 二 応募者が応募をした後職員就業規則第44条第1項の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
  - 三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - 四 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の効率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 6 理事長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 理事長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
- 一 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき
  - 二 第12条第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき
  - 三 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により募集者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）
  - 四 職員就業規則第44条第1項の規定による懲戒処分（懲戒解雇処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき
  - 五 第3項の規定により応募を取り下げたとき

（退職手当の支給制限）

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払いを受ける権利を継承した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度等の事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする。

- 一 職員就業規則第44条第1項の規定による懲戒解雇処分を受けて退職をした者
- 二 退職した日から支給日までの間において、在職期間中の行為につき、懲戒解雇に相当する事由が発見された者

- 2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第13条 第2条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- 一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受けべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けべき遺族に同順位の方が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該遺族に支給する。

(遺族からの排除)

第14条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
- 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為につき懲戒解雇又は諭旨退職を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

- 2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手續その他返納に関し必要な事項は、理事長が決定する。

(育児短時間勤務職員についての特例)

第16条 第8条の4第1項及び第10条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、第8条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。

- 2 育児短時間勤務をした期間についての第10条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

- 3 育児短時間勤務の期間中の同規程の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。

(育児休業をした職員についての特例)

第16条の2 第8条第1項及び第10条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、第8条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

- 2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）について、第10条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

(規程の実施)

第17条 この規程の実施のための手続きその他必要な事項は、理事長が定める。

- 2 この規定に定めのない事項等については国家公務員退職手当法を準用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 第3条第2項、第3条の2から第8条の5、第10条第3項、第7項及び第8項、第12条及び第15条第1項の改正規定は、平成18年6月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 適用日の前日以前の退職による退職手当の支給については、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第115号。以下「法律第115号」という。）による改正前の国家公務員退職手当法（以下「改正前の国家公務員退職手当法」という。）に定めるところによる。

(適用日前の在職期間を有する者に対する退職手当の支給額に関する経過措置)

- 3 職員が改正規定適用職員（職員であって、その者が改正規定適用日以後に退職することにより改正規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が改正規定適用日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、改正前の国家公務員退職手当法第3条から第6条まで及び附則第21項から第23項まで、法律第115号附則第9条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法の一部を改正す

る法律（昭和 48 年法律 30 号）附則第 5 項から第 7 項まで並びに法律第 115 号附則第 10 条の規定による改正前の国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 62 号）附則第 4 項の規定に定めるところにより計算した退職手当の額（以下「改正前の国家公務員退職手当法等による退職手当の額」という。）が、第 3 条の 2 から第 8 条の 5 まで、附則第 4 項から第 7 項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、改正前の国家公務員退職手当法等による退職手当の額をもってその者に支給すべきこの規定による退職手当の額とする。

（適用日以後 3 年を経過するまでの間に退職した職員に対する経過措置）

4 職員が適用日以後平成 21 年 3 月 31 日までの間に改正規定適用職員として退職した場合において、その者について新退職手当額がその者が適用日の前日に受けていた俸給月額を退職の日の俸給月額とみなして計算した改正前の国家公務員退職手当法等による退職手当の額よりも多いときは、この規定にかかわらず、新退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

一 退職した者でその勤続期間が 25 年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その額が 10 万円を超える場合には、10 万円）

イ 第 8 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 5 に相当する額

ロ 新退職手当額から改正前の国家公務員退職手当法等による退職手当の額を控除した額

二 適用日以後平成 19 年 3 月 31 日までの間に退職した者でその勤続年数が 24 年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その額が 100 万円を超える場合には、100 万円）

イ 第 8 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 70 に相当する額

ロ 新退職手当額から改正前の国家公務員退職手当法等による退職手当の額を控除した額

三 平成 19 年 4 月 1 日以後平成 21 年 3 月 31 日までの間に退職した者でその勤続年数が 24 年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その額が 50 万円を超える場合には、50 万円）

イ 第 8 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 30 に相当する額

ロ 新退職手当額から改正前の国家公務員退職手当法等による退職手当の額を控除した額

（俸給月額が減額されたことがある者の退職手当の基本額の特例に関する経過措置）

5 基礎在職期間の初日が適用日前である者に対する第 6 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（平成 18 年 4 月 1 日以後の期間に限る。）」とする。

6 職員が退職した場合において、その者の基礎在職期間のうち適用日以後の期間に、職員以外の者としての在職期間が含まれるものに対する第6条の2の規定の適用については、その者が当該職員以外の者として受けた俸給月額、同条第1項に規定する俸給月額には該当しないものとみなす。

7 第8条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

（その他の経過措置）

8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、退職手当に係る経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 （平成18年9月1日一部改正）

第1条の改正規定は、平成18年9月1日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則 （平成19年3月31日一部改正）

第8条の5第2項の改正規定は、平成19年4月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 （平成19年12月8日一部改正）

第16条、第17条の改正規定は、平成19年12月8日から施行する。

附 則 （平成20年3月31日一部改正）

第10条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年3月1日一部改正）

第3条、第4条、第5条、第6条、第6条の2、第8条の3、第8条の4、第10条、第11条、第12条、第13条、第16条の2及び第17条の改正規定は、平成24年3月1日から施行する。

附 則 （平成24年12月20日一部改正）

1 第4条、第5条、第6条、第7条、第8条の3、第8条の4及び第11条の2の改正規定

は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

- 2 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第 4 条から第 7 条までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 87 を乗じて得た額とする。この場合において、第 8 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則（平成 24 年 12 月 20 日一部改正）第 2 項」とする。
- 3 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者で第 4 条第 1 項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、同項又は第 6 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職した者で第 6 条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則（平成 24 年 12 月 20 日一部改正）第 2 項の規定の例により計算して得られる額とする。

（退職手当に関する経過措置）

- 5 附則（平成 24 年 12 月 20 日一部改正）第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 92」とする。

附 則 （平成 26 年 10 月 24 日一部改正）

第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条の 3 及び第 11 条 2 の改正規定は、平成 26 年 10 月 31 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日一部改正）

第 8 条の 4 の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。